

両立支援等助成金(育児休業等支援コース)

事業の概要

1. 育休取得時・職場復帰時:「育休復帰支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合に支給します。
2. 業務代替支援: 育児休業取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育休取得者を原職等に復帰させた場合に支給します。
3. 職場復帰後支援: 法律を上回る子の看護休暇制度を導入し、育休復帰後の労働者に利用させた場合、保育サービス費用補助制度を導入し、育休復帰後の労働者に利用させた場合に支給します。

内 容

1. 育休取得時・職場復帰時

【対 象】

○育休取得時

- ① 育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- ② 育児に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で育児の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。
- ③ プランに基づき、対象労働者の育児休業(産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業。)の開始日の前日までに、プランに基づいて業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に、連続3か月以上の育児休業(産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含んで連続3か月以上)を取得させること。

○職場復帰時

- ① 対象労働者の育児休業中にプランに基づく措置を実施し、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること。
- ② 育休取得時にかかる同一の対象労働者に対し、育児休業終了前にその上司または人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- ③ 対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

【支給額】

| | |
|-------|------|
| 休業取得時 | 30万円 |
| 職場復帰時 | 30万円 |

2. 業務代替支援

【対象】

- ① 育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。
- ② 対象労働者が3か月以上の育児休業(産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む)を取得し、事業主が休業期間中の代替要員を新たに確保する(A)または代替要員を確保せずに業務を見直し、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーさせる(B)こと。
- ③ 対象労働者を上記規定に基づき原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

【支給額】

| | |
|-------------------------------------|------|
| A 新規雇用 | 50万円 |
| B 手当支給等 | 10万円 |
| 有期雇用労働者加算 ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合に加算 | 10万円 |

3. 職場復帰後支援

【対象】

- ① 育児・介護休業法を上回る「A:子の看護休暇制度(有給、時間単位)」または「B:保育サービス費用補助制度」を導入していること。
- ② 対象労働者が1か月以上の育児休業(産後休業を含む)から復帰した後6か月以内において、導入した制度の一定の利用実績(A:子の看護休暇制度は10時間以上(有給)の取得、B:保育サービス費用補助制度は3万円以上の補助)があること。

【支給額】

| | | |
|-------|----------------|-----------|
| 制度導入時 | 30万円 | |
| 制度利用時 | A:子の看護休暇制度 | 1,000円×時間 |
| | B:保育サービス費用補助制度 | 実費の2/3 |

<育児休業等に関する情報公表加算> ※1~3のいずれかに1回のみ加算

自社の育児休業の取得状況(男性の育児休業等取得率、女性の育児休業取得率、男女別の育児休業取得日数)を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合に2万円を加算します。

※令和5年11月時点の内容です。最新情報は厚生労働省HPでご確認ください。

問い合わせ先・参考URL

宮城労働局 雇用環境・均等室 電話:022-299-8834

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html